

令和5年度株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の業務の実績評価について

国土交通省

1. 背景

本評価は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成26年法律第24号。以下「法」という。）第36条第1項¹に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（以下「令和5年度」という。）の株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）の業務の実績について評価を行うものである。

機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とし、法に基づき平成26年10月20日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構が、活動原資の大半が国からの出資である官民ファンドであることを踏まえ、以下の点に留意している。

- (1) 支援決定等の実績
- (2) 国土交通大臣が認可した収入・支出予算を適正に執行しているか
- (3) 法第24条第1項に基づき国土交通大臣が定める株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準（平成26年国土交通省告示第981号。以下「支援基準」という。）に従って適切に支援決定を行っているか
- (4) 投資実行後の取組
- (5) 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定²）に基づく検証の一環として設定したKPIの進捗状況

¹ 法第36条第1項 国土交通大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

² ガイドラインは以後随時更新されており、本評価においては、令和4年12月21日改正のものを参照する。

2. 個別の項目に対する実績評価

(1) 支援決定等の実績

令和5年度末までにおける機構の支援決定案件の件数等の推移を表1に示す。なお、以下に記載する支援決定に係る実績は国土交通大臣認可時点で計上している。

表1 令和5年度までの支援決定等の実績

	支援決定額	実投融資額	支援決定件数
平成26年度	0億円	0億円	0件
平成27年度	117億円	87億円	3件
平成28年度	88億円	21億円	3件
平成29年度	323億円	155億円	6件
平成30年度	322億円	236億円	12件
令和元年度	349億円	389億円	10件
令和2年度	402億円	156億円	2件
令和3年度	276億円	311億円	8件
令和4年度	555億円	433億円	8件
令和5年度	399億円	772億円	6件
累計	2,829億円	2,531億円	58件

※本表は数値の端数を四捨五入しているため、各項を合算した値と累計値が一致しないことがある。

令和5年度は、機構による支援決定を6件行った（うち2件は支援決定済み案件への変更認可等）。単年度で支援決定額は約399億円、実投融資額は令和4年度以前の支援決定案件の投融資実行分を含め、約772億円となっている。その結果、機構は設立から令和5年度末までの累積で、支援決定が58件、支援決定額が約2,829億円、実投融資額が約2,531億円となり、着実な案件の積上げを行っていると思われる。

しかしながら、機構は未だ財務自律的な会社運営に至る途上段階にあるところ、引き続き優良な投資資産を積み上げるとともに、支援案件の適切な管理・運営による収益の早期確保及び拡大を目指すことが期待される。また、収益を上げる個別案件を増やすため、審査・モニタリング体制の強化やJOINの得意分野への重点的な投資を行うことについて検討することが適当である。

(2) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされている（法第30条第1項³）。また、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている（法第32条⁴）。よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

① 収入予算の執行

<出資金>

令和5年度の出資金収入は、政府出資金が約512億円となっている（収入予算額約1,187億円）。

<借入金>

令和5年度の借入金の実績はない。

表2 主要な収入データ

単位：千円

科目	収入予算額	収入決定済額
(款) 出資金収入	51,200,000	51,200,000
(項) 政府出資金	51,200,000	51,200,000
(項) 民間出資金	0	0
(款) 借入金	62,620,000	0
(款) 事業収入	4,859,938	10,407,684
(款) その他収入	0	1,524
合計	118,679,938	61,609,208

② 支出予算の執行

<出資金・貸付金>

令和5年度の支援決定件数は6件（令和4年度8件）、支援決定額は約399億円（同約555億円）、実投資額は約772億円（同約433億円）となっており、着実な案件の積上げを実施している。

なお、個別案件への投融資に際しては、案件の払込スケジュールに併せて産投出資金払込みを申請しているため、設立当初に受け入れた運営資金分を除けば、基本的に機構に対する出資額と機構による実投融資額は一致している。ただし、分割拠出や相手国政府の状況の変化による払込スケジュールの変更等のために、実投融資が翌年度へ持ち越しとなり、

³ 法第30条第1項 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

⁴ 法第32条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

機構に対する出資額と実投融資額に乖離が生じることがある。令和5年度は、過年度に支援決定済みの複数の案件に対し実投融資を行ったことから、実投融資額が支援決定額を上回っている。

<事業諸費>

事業諸費の執行額は予算額を下回っているが、これは、令和5年度には政府保証の発行を行わなかったことにより手数料の支払いが生じなかったことや、支援決定件数が当初の想定件数より少なかったことに起因する。その支出は、機構が策定した予算の範囲内かつ機構の会計規程等に沿って適正になされたものであることから、適切なものと評価される。

<一般管理費>

役職員給与の支出実績額が予算額より低い、これは認可予算時点で想定されていた定員60名を実員数が下回ったことが主たる要因である。

一方で、ハンズオン支援を含めたモニタリング体制の充実等による管理・運営の強化、支援決定前の案件審査等の実施のために、人材の確保を進めることが必要である。

表3 主要な支出データ

単位：千円

科目	支出予算額	支出実績額
(項) 出資金	113,820,000	76,913,275
(項) 貸付金	0	294,749
(項) 事業諸費	1,854,680	268,511
(目) 事業諸費	191,400	2,867
(目) 調査費用	1,253,564	150,227
(目) 旅費	163,226	80,585
(目) 支払利息	246,490	34,833
(項) 代位弁済費	5,755,370	0
(項) 一般管理費	3,021,259	2,213,243
(目) 役職員給与	1,033,821	801,380
(目) 諸謝金	32,992	26,189
(目) 事務費	1,952,196	1,385,516
(目) 交際費	1,500	158
(目) 退職給与引当金繰入	750	0
(目) 固定資産取得費用	0	0
合計	124,451,309	79,689,778

以上により、令和5年度の機構の収入・支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入・支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

今後は、機構において優良案件に対する支援決定を着実にを行い、支援の実行により予算が着実に執行されることを期待する。また、現下のJOINの累積損失を踏まえると、審査・モニタリング体制の強化に必要な予算を確保しつつ、一層の経費削減に努めることが適当である。

(3) 支援基準との適合性

機構が令和5年度に支援決定を行った6件については、金融やエンジニアリングの有識者からなる事業委員会が、社外監査役の意見を聞きながら、支援基準に照らして適切に案件選定を行った。今後も、民間企業からの案件相談への対応や支援決定に向けた案件審査などの活動を適切に行っていくことを期待する。

なお、機構が従うべき基準とその適合性は以下のとおり評価している。

① 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

令和5年度に支援決定を行った案件については、それぞれ支援基準との適合性が確認されている。

② 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

(1) 運営全般	・機構は、「内部統制システム基本方針」を定めており、法令等に従って業務が適性になされるよう体制を整備している。
(2) 投資規律の確保	・個別案件の収益性の確保や他の出資者との適切なリスク分担を行うこと等を規定した「投資運用指針」を策定している。 ・支援決定した案件の内容をホームページに掲載する等、競争に影響を与えうること等に配慮しながら、適時適切な情報開示を行っている。
(3) 機構の長期収益性	・資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積上げに貢献すると判断した案件について支援決定を行っている。 ・モニタリング及びポートフォリオ管理に関する事項を定めた「モニタリング管理規程」を策定し、同規程に基づいた運営を行っている。
(4) 機構への民間出資者等との関係	・機構への民間出資者等について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切な構成であると認められる。
(5) その他	・国土交通省と連携しつつ業務運営に取り組んでいる。

(4) 投資実行後の取組

機構においては、既存の支援決定済み案件について、事業推進部が案件毎の収支状況、事業環境等をモニタリングし、毎月社内報告するとともに、担当者による現地出張も含めて、ポストコロナの状況把握強化及びハンズオン支援を行っている。加えてプロジェクト管理部が当該モニタリング結果をレビューし、ポートフォリオ全体のリスク・エクスポージャーの分布を整理、管理している。既存案件の中には、完工した事業、黒字化した事業、配当を開始した事業もあるが、注意を要する案件や懸念案件もあり、それらについては、進捗を管理し必要な措置を講じるなど、案件の進捗状況等に応じた対応に取り組んでいる。

引き続き、個別案件の進捗及び機構のポートフォリオを適切に管理するとともに、リスク管理を多面的に行う体制を強化することにより、政策的意義を実現しつつ長期収益性を確保し、累積損失の解消を図ることが重要である。

(5) KPI の進捗状況

機構は、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、平成26年度より、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、KPI の進捗状況を報告している。

第11回同関係閣僚会議（令和元年11月29日）において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」が改正され、各ファンドは、ファンド間で達成状況の比較検証が可能となるよう、政策性と収益性それぞれについて横断的なKPI を新たに設定することとなった。これを踏まえ、表4のとおり、その進捗・達成状況を同会議・幹事会に報告している。

政策性に関するKPI については着実な進捗が見られる一方、累積損益を含む全てのKPI について、今年度の目標を下回る結果となった。

表4 機構のKPI及びその進捗状況

KPIの内容	昨年度実績 (令和5年3月末)	今年度実績 (令和6年3月末)	今年度の目標 (令和6年3月末)
KPI 1-1: 政策目的達成に向けた取組 支援事業へ参画する民間企業等の数	75社	84社	87社
KPI 1-2: 民間企業との連携 投資先に対して機構と共同で経営支援を実施した民間企業等の数	54社	64社	78社
KPI 1-3: 呼び水効果 「ファンドの実出融資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率	1.6倍	1.8倍	2.0倍
KPI 2: 累積損益	▲156億円	▲955億円	▲166億円

3. 総括

令和5年度においては、合計6件、約399億円の支援決定が行われ、約772億円の投融資が実行された。令和5年度の機構の収入・支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入・支出予算の額の範囲内であった。今後も予算等を有効に活用し、引き続き優良な投資資産の積上げを期待する。

また、令和5年度に支援決定を行った全6件については、支援基準に適合した事業であった。今後も「官民ファンドの運営に係るガイドライン」を踏まえつつKPIの達成を目指して機構の業務が実施されることを期待する。

なお、令和6年6月末に公表した令和5年度決算において、複数の個別事業で損失を計上したことにより、約799億円の当期純損失（同年度末の累積損益は▲955億円）を計上したため、JOINの役割、在り方、経営改善策等について検証・検討を行う有識者委員会を令和6年8月に設置し、同年12月に最終報告が取りまとめられた。最終報告では、投資リスク管理等について徹底的な改革を行うことをもって存続を認めることとされ、同月、最終報告を踏まえた経営改善策・改善計画を国土交通省及びJOINにおいて策定・公表している。機構には、今回策定した経営改善策・改善計画を踏まえた改善事項への対応を継続し、可能な限り早期に累積損失を解消することが求められる。

(参考)

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準

平成26年10月14日国土交通省告示第981号

平成27年 7月14日国土交通省告示第859号（一部改正）

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1. 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

支援対象となる対象事業は、以下に掲げる（1）から（4）までの基準をいずれも満たすこととする。

（1）政策的意義

- ① 我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること。
- ② 事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること。
- ③ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること。
- ④ 対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること。

（2）民間事業者のイニシアチブ

- ① 機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること。
- ② 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること。
- ③ 機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること。
- ④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

（3）長期における収益性の確保

- ① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- ② 客観的な需要予測を含むデューデリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること。
- ③ 民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。
- ④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

（4）他の公的機関との関係

機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること。

2. 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、以下に掲げる（１）から（５）までについて、そのいずれにも従うこととする。

（１）運営全般

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、政策的意義に沿って効率的に運営すること。
- ② 民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ③ 機構は、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。
- ④ 支援に必要な組織体制を構築し、適切な人材育成を行うこと。
- ⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・企業その他関係者との交渉・調整を行うこと。
- ⑥ 国に対し、対象事業の状況に関し適時適切に報告すること。
- ⑦ 新規及び継続中の対象事業について、支援継続の必要性を毎年度検証すること。また、政府が５年ごとに行う検討に併せて、継続中の支援の廃止、新規の支援の終了時期、機構の組織の在り方等について検証すること。
- ⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めた適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

（２）投資規律の確保

- ① 情報の取扱いについては、競争に影響を与え得ること等を踏まえ、適正に行うこと。また、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。
- ② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスが取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保するとともに、案件を迅速に処理すること。
- ③ 民間事業者等の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもって業務を行う執行体制を整備すること。
- ④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策的意義を踏まえた適切な投資が行われるよう、契約等により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。

（３）機構の長期収益性

- ① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。

② 対象事業の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。

③ 対象事業が、特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うこと。

(4) 機構への民間出資者等との関係

① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにする。

② 機構の業務執行の方針について、機構への主な民間出資者等から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じて機構の運営に反映させること。

(5) その他

① 以上の他、機構の運営に適用される政府としての方針に従うこと。

② 中小事業者の海外展開の支援や地方公共団体の海外協力との連携にも配慮すること。

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。